

平成24年第1回石狩市下水道事業運営委員会会議録

開催日時：平成24年7月11日（水）14：00～

開催場所：石狩市役所 本庁舎 第1委員会室

出席者：船水会長、安立委員、渡辺委員、米澤委員、中西委員、長委員、神田委員、高橋委員
浅井委員、後藤委員

欠席者：余湖副会長、花田委員

説明員等：田口水道室長、佐藤下水道課長、福田主査、勝又主査、榎主査

傍聴者：なし

【14時00分 開会】

- ◆ 各委員に委嘱状交付。
- ◆ 白井副市長の挨拶に続き、田口室長より委員及び下水道担当職員の紹介。
- ◆ 事務局から、会議の成立及び会議の公開の報告、議事録の作成方法について説明する。
- ◆ 会長・副会長の選出
委員から事務局一任の提案があり、事務局案を提示。
【異議なしの声あり】

●船水会長：今ご推薦いただきました船水です。
引き続き会長ということで、やらせていただきたいと思います。
私、北大での専門が下水工学と、まさに下水道そのものをやっております。
新しい考えや日本の動向などを踏まえ、皆さんの意見を伺いながら、石狩の下水道
が良いものになればと思っています。
どうかよろしくお願い致します。

- ◆ 白井副市長から船水会長に「石狩市公共下水道事業の使用料について」及び「石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び石狩市個別排水処理施設整備事業の使用料の統一について」の諮問書を手渡す。
(副市長、次の公務のため退席する。)

●船水会長：早速審議に入りたいと思いますが、その前に議事の記録方法についてご相談したい
と思います。
先ほどご説明がありましたように、発言内容を逐一書き留める方法と、資料の説明
の部分を除いた要点だけを記録する方法の2種類のご紹介がありましたが、どちらに致
しますか。
基本は市民の皆さまに公開されるものとなります。
何かご意見ございますか。

●神田委員：要点だけでいいのではないのでしょうか。

●船水会長：わかりました。

要点だけというご意見がありました、他の方ご意見ございますか。

逐一のほうが良いとおっしゃる方が居られましたら、ご発言いただければありがたいです。

(なし)

それでは、公開前に各委員の方々に確認していただくことも併せて、要点だけを記録する方法で議事録を作っていきたいと思います。

では、諮問を受けた2件についての審議を始めたいと思います。

石狩市公共下水道事業の使用料についてのご説明お願い致します。

●榎主査

： それでは、石狩市公共下水道事業の使用料について私から資料に基づき、ご説明致します。

説明資料は資料No.3になりますが、拡大版として資料No.5を用意させていただきましたので、合わせてご覧いただければと思います。

はじめに、公共下水道事業の会計方式についてご説明いたします。

資料の左上の図になりますが、下水道事業は地方公営企業法施行令第46条により公営企業と定められております。

公営企業とは地方公共団体が経営する企業をいい、地方財政法第6条により、負担区分を明確に、経営は独立採算により行い、会計は特別会計を設けることが定められております。

会計につきましては、地方公営企業法を適用するかないかにより、2つの経理区分に分かれており、本市の公共下水道事業は、地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計として、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業につきましては、地方公営企業法を適用しないで、官公庁会計として運営を行っております。

地方公営企業法を適用している本市の公共下水道事業会計は、経理については、企業活動を正確に把握する必要があるため、営業に関わる活動を損益取引、収益的収支と、営業活動以外における資本の増減を資本取引、資本的収支として明確に区分する必要があります。

収益的収支とは、地方公営企業の経常的企業活動に伴い、年度内に発生すると見込まれるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいうものであります。

したがって、減価償却費のように現金支出を伴わない支出についても費用に含まれることになります。

一方、資本的収支とは、施設の整備や企業債の償還元金等の支出、これに要する資金としての企業債収入等も資本的収支に含まれます。

下水道事業において、赤字や黒字を表すのは、資料の左側、収益的収支になります。すなわち、表で申しますと利益が上がっておりますので、黒字ということになります。

赤字の場合は収入が不足するので、結果として現金が減少することになります。

ここで、公営企業会計では、官公庁会計とは違う特徴としてあります減価償却費について説明いたします。

減価償却とは、時の経過又は使用により、価値の損耗及び減耗を生ずる固定資産について、その取得費用を取得のときに一括して計上せず、その原価に対応して徐々に費用化するための費用分配手続きであります。

減価償却費の一例を示しますと、処理場やポンプ場などは、一度整備すると何年も使えます。

この整備に要した費用について、その年だけの費用で処理するのではなく、次期の再整備に向けて、財源を確保する必要から、予め決められた期間に割り振って費用化する仕組みでございます。

この一定の費用が期間内に現金、内部保留資金として手元に残ることになります。
よってこの費用に対する実際のお金の支払いは発生しないことになります。

こうしたことから、減価償却費は今後必要となる施設の再整備に要する資金を、計画的に積み立てていくものと考えていただければ結構かと思います。

また、修繕引当金についてですが、下水道事業は、処理場やポンプ場など、多くの施設を保有しています。

この施設は時に、故障したりして修理が必要となります。

しかしながら、この修理は予想外のものが多く、その修理代は年によって大きく増減することがあります。

このため、年により増減幅の大きい修理代の平準化を図るため、実際の修理とは関係なく、ある程度の額を費用とし、修理用のお金として積み立てるものが修繕引当金となります。

故障等により修理するときは、この積み立てを取り崩して支払いをすることになります。

この仕組みから、修繕積立金も費用として計上しただけで、実際の支払いはなく、現金が残るのみとなります。

ただし、この修繕引当金は施設等の修繕にしか使うことができません。

先ほど説明いたしました減価償却費など、実際にはお金の支出がない、費用計上によって生じた資金を内部留保資金といいます。

この資金は主に、施設整備の費用や、これまでに行った施設整備のために借り入れた借金の元金返済の財源として使われます。

この内部留保資金を財源として整備された施設の費用は、その翌年から減価償却費として費用に計上され、また内部留保資金として積み立てられることになります。

この仕組みが毎年繰り返されていくことになります。

企業会計を理解しやすくするため、家計に例えてみたものが、資料上段、真ん中の図となります。

通常、家計簿といいますと、すべての収入、支出を1つの財布としてつけることになりますが、企業会計では、収益的収支という財布、資本的収支という財布の2つの財布に分けて管理することになります。

そしてこの場合の家計簿は、収益的収支という財布のみつけることになります。

それでは、仮にAさんとして、Aさんの家計の状況をみていくこととします。

Aさんは、サラリーマンで給料をもらっております。

Aさんははじめに、今月の食費や光熱費など生活に関わるものの支払いをしました。
次にAさんは今月のローンを支払いますが、この段階ではローンの利息分だけ払いました。

ここがポイントになります。

公営企業会計ではローンの元金は違う財布、資本的収支という財布で支払いをすることになります。

この点につきましては、後ほどご説明いたします。

続いてAさんは、家の修理代として一定額を普通預金に入金しました。なお来月以降に修理をしたときは、この預金を下ろして支払いを行います。

最後の費用としてAさんは、家の建て替えやリフォームなどのために、毎月の積み立てをします。

積立額については、これまで家を新築した建築費や家の設備に要した経費などを耐用年数で割り返した額を積むことにしています。

ここまでで費用については全て支払いを行ったこととなり、家計簿上では、給料が

余ったことから、少し言い方に語弊があるのですが、ヘソクリとしてとっておくことが出来ました。

つまり、今月は黒字となったところであります。

一方、もう1つ資本的収支という財布があります。しかしこの財布での収入・費用は家計簿をつけません。これは収支を常に0とするためです。

ではAさんの例をとり説明したいと思います。

Aさんは今月、太陽光発電システムの設置をしました。国や市から補助金をもらいましたが、これだけでは足りなかったため、銀行から借入れを行いました。銀行はある程度の自己負担金分を除いて貸付を行いました。また、今まで家を新築した建設費や、家の設備に要した経費などのローンの元金については、こちらの資本的収支の財布で支払いを行うと説明したところであります。

従いまして、資本的収支という財布では太陽光発電システムを設置するために必要な、自己負担分とローンの元金分が不足となっている状態であります。

この不足分を解消するため、Aさんは家の建て替えやリフォームなどのために、毎月の積み立てをしていた定期預金を取り崩して支払いました。

こうして資本的収支における財布は、収支が0となったところであります。

ここまでAさんの家計に例えて説明したところであります。

公営企業の経理については、非常に分かりにくいこととは存じますが、少しでも理解していただければということで、説明させていただきました。

それでは石狩市公共下水道事業の利益について説明したいと思います。

資料の上段、右側の部分になりますのでご覧ください。

この表は前回の算定期間、平成21年度から平成24年度までの利益の状況を示した表になります。ただし、使用料改定においては、平成20年度の純損失も考慮して改定率を試算したことから、表においては平成20年度においても記載しております。

なお、平成22年度以前は決算額、平成23年度について決算額は今後変更がないものの、議会において決算認定がされておきませんので、決算見込額として、平成24年度については予算額を表示しております。

前回の算定期間は、平均3.9%の値上げが必要ということで、平成21年10月に使用料の改定を行ったところであります。

これは表の4行目、当年度末累計額の参考・前回改定時推計の欄、平成24年度の数値を見ていただきたいのですが、使用料改定を行わなかった場合、約8,600万円の累積欠損金が生じる見込みと推計したことから、この欠損金を解消するため、使用料の改定を行ったところであります。

では実際にはどうであったかと申しますと、単年度ベースでは表の1行目になりますが、平成20年度には約200万円の純損失、平成21年度には約1,600万円の純損失でありましたが、平成22年度には約3,100万円の純利益、平成23年度には約4,700万円の純利益と黒字に転じ、平成24年度においても約1,100万円の純利益が生じる見込みとなっております。

累計額で申しますと、表の3行目になりますが、平成24年度末には約7,200万円の利益剰余金が生じる見込みとなっております。

利益が生じた要因につきましては、表の下段、前回改定時推計額との差額の要因として記載しておりますが、使用料改定分として累計で約7,500万円の増収、札幌市維持管理費負担金では、累計約2億円の負担金の減があったことからであります。

特に札幌市維持管理費負担金につきましては、推計時と比べ、大幅に減少となったところでありますが、経費縮減のための経営努力によった結果、委託料や修繕費において大幅に縮減出来たことが要因だと思われます。

それでは約7,200万円もの利益が生じる見込みと説明してまいりましたが、この利益をどう処分するかということが、今回の使用料改定に向けてもポイントとなります。

どのようなことかと申しますと、利益を処分するにあたりましては、この利益を使用者に還元し使用料を値下げする処分方法と、将来の負担に備え利益を積み立てる処分方法がありますが、どちらがよいということなのです。

どちらの処分方法が良いのか、今後4年間の財政計画をシュミレーションしたところ、資料中段、右側の結果となりました。

はじめに、左側収益的収支の状況です。

こちらでは平成25年度は約550万円の黒字となる見込みですが、平成26年度には約680万、平成27年度には約780万、平成28年度には約1,500万円と赤字を想定しており、4年間の累積では約2,400万円の欠損金が生じる見込みとなっております。

また、右側、資本的収支の状況ですが、これは収入の不足額を表した図となっております。

棒グラフ全体が不足額を表しておりまして、平成25年度は約4億9,500万円、平成26年度は約5億1,500万円、平成27年度は約5億2,100万円、平成28年度は約5億4,400万円と見込んでおります。

この不足額を補うため、赤い部分であります減価償却費と青い部分でありますその他の財源を補填しますが、それでもなお黄色い部分が不足している状態であり、この不足額を図では、それぞれの年度で表記しておりますが、4年間で約1億2,000万円が足りない状況であります。

この足りない額をどうするというのですが、財源といたしましては、過年度分損益勘定留保資金というものがあります。

これは過去の年度において、減価償却費など内部留保資金を補填しておりますが、補填して余った額を翌年度において使用する財源であります。

この額が平成23年度末において、およそ7,000万円あるところですので、1億2,000万円からこの7,000万円を引くと残りは5,000万円となります。

しかしこの残り5,000万円に対する補填財源は残念ながらもうありません。

このことから、収益的収支についても欠損金が生じる見込みであり、また資本的収支についても、不足額は生じる見込みであるため、平成24年度までに生じた利益につきましては、市としては将来の負担に備え積立ということを選択する方針と致しました。

ではどのように処分を行うかといいますと、資料中段左側になります。

利益の処分方法は4つございまして、

1つ目に企業債の償還に充てる目的として、減債積立金に積み立てを行う方法、

2つ目に欠損金を埋める目的として利益積立金に積み立てを行う方法、

3つ目に建設改良工事に充てる目的として、建設改良積立金に積み立てを行う方法、

4つ目に翌年度以降に処分するか、欠損金に充てる目的として、未処分のままにしていく方法があります。

先ほど、利益処分の市の方針の中で、収益的収支、資本的収支とも不足することをご説明いたしました。

収益的収支につきましては、これまでも経営努力を行って参りましたが、なお一層努力することにより欠損金を縮小できる可能性があります。

しかし、資本的収支につきましては、基本的に不足する要因は企業債元金の償還のため、縮小出来ないものであります。

このため、積み立てを行う対象としましては、企業債の償還を充てる目的として、減債積立金に積み立てるものとして処分を行うことといたしました。

実際には平成23年度末の利益剰余金約6,000万円のうち、その2分の1にあたる3,000万円を減債積立金に積み立てるものであります。

なおこの処分につきましては、平成24年第3回定例議会に提案し、可決されましたら、実施することになります。

また、残り3,000万円につきましては、今後欠損金が生じた場合の補填財源とするため未処分として、仮に純利益が出た年度につきましては、財政状況を勘案して、その2分の1を減債積立金に積み立てるなど、効率的に処分を行っていきたいと考えております。

ここからは、使用料の改定にかかる具体的な説明に入っていきたいと思います。

資料下段、左側をご覧ください。

下水道使用料の算定となる経費は、下水道管理運営費、つまり維持管理費と資本費になります。

維持管理費とは、下水道施設を維持していくのに必要な経費のことをいい、資本費とは減価償却費と企業債の利子償還金のことをいいます。

下水道管理運営費の基本的事項につきましては、下水道の基本的性格等を踏まえ、公共的役割と私的役割を総合的に考慮し費用負担を決めております。

基本的には、雨水処理に係るものは公費、つまり税金等で、污水处理に係るものは、私費、つまり使用料で負担するものとしております。

ただし下水道の公共的役割から、污水处理に係る経費のうち、水質規制事務、水洗化改造事務、不明水処理事務などは公費負担としております。

なお本市の下水道は、雨水と生活排水等の汚水を別々に処理する分流式を採用しておりまして、それぞれの経費は明確となっているところであります。

それでは使用料算定経費についてご説明いたします。資料下段、真ん中の表をご覧ください。

この表は使用料算定期間でありまして、平成25年度から平成28年度までの4年間について、その総額を表している表になります。

各年度別の経費につきましては、別冊で資料No.6を用意させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

表の左側、支出であります。污水处理費は22億9,700万円、雨水処理費等は19億8,200万円と算出したところであります。

この支出に伴う収入が表の右側になります。

雨水処理費は公費負担でありますから、全額一般会計繰入金としております。

污水处理費は私費負担であります。このうち公費負担とされております9,000万円がありますので、差し引いた22億700万円が、今後4年間に於いて使用料収入で確保すべき額となります。

では今後4年間に於ける使用料収入はいくらであるかというものが、資料下段、右側の表になります。

各年度に於ける使用料収入の見込みにつきましては、平成24年度当初予算額を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に日本の市区町村別将来推計人口を公表しておりますので、その推計人口を基に算定いたしました。

この推計人口では5年ごとに推計値を算出してありまして、本市におきましては、平成22年から平成27年にかけて1.5%の減少、年平均では0.31%ずつ減少、平成27年から平成32年にかけては、2.4%の減少、年平均では0.49%ずつ減少していくものと推計されております。

このため、使用料につきましてはこの人口減少率を用いまして、年度ごとに算定いたしました。

この結果、平成25年度から平成28年度までの累計使用料は、総額22億900万円と見込んだところであります。

先ほどの図の説明において、確保すべき使用料は、22億700万円であると説明いたしました。

このことから、使用料改定を行わずに、平成28年度までは経営を行えると判断したところであります。

また使用料収入見込額が使用料対象経費を上回る額、つまり過剰額につきましては、約208万円となりました。

本来でいきますと、この過剰額については、約0.09%の使用料の値下げが可能という額になるところですが、使用水量20㎡の場合でも、約2円分に相当する額であることから、値下げ額が低いため使用料は据え置くという判断をいたしましたところであります。

以上、石狩市公共下水道事業の使用料についての説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●船水会長 : どうもありがとうございました。
それでは今ご説明していただきました、使用料を据え置くという趣旨の諮問内容について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

どんな点でもよろしいのでお願いいたします。いかがでしょうか。

●長委員 : 下水道とは関係ないのかもしれませんが、今、上水料の値上げが検討されている状況の中、下水道料金に反映するということはあるのでしょうか。

●船水会長 : 私から説明させていただきます。
下水道は独立会計ですので、水道料金等の議論とはまるっきり関係がないことと思います。

●長委員 : ということは、使用料の何割かを下水道から徴収することではないのですね。

●船水会長 : 普段請求書は1枚の紙できているかと思いますが、それぞれ別に決まっています。
基本料金があって、あと1㎡くらいですという下水道の料金の体系があり、水道の料金を決めるときにメーターがありますから、そのメーターで下水道の方も、どれだけ水を使ったでしょうということだけで、そこだけが一緒ですけども、むしろお金のほうは全く独立だという理解でいいかと思います。

よろしいですか。

他に何かご質問ありますか。

それでは、このA3の紙についてご説明いただいたので、中身についてもう一度確認させていただこうと思います。

家計に例えて割とわかりやすく作っていただいたので、これでお話をする、利益の状況と書いてありますのは、収益的な収支の、今月のあまりと書いてあるところが、平成20年から平成24年の間の中で累積で約7,200万円ぐらい出たと。

その理由について若干ご説明いただきましたが、それはここの下水道の企業努力とですね、それからあとは札幌市に処理を委託していますから、その処理の委託分についてやはり、努力して安くしていただく努力をしていただいたのか、こういうことで収益につながったということだと思います。

あとは、中段に4番と5番の絵でお話ありましたように、この7,000万円のお金をどのように使って次の料金を考えるかということで、ダイレクトに料金値下げにいくか、将来に備えるかということで4番の絵にありますように、毎月毎月の収支といいますか、収益的収支の部分でも、若干26年・27年・28年と、4年間分について今議論しているのですが、若干の赤字、約2,400万の赤字が見込まれるということと、それから資本的収支についても約4年間で1億2,000万円くらい不足しそうだというお話でした。

現在あるお金が3枚目の絵にあります7,200万円というプラスとそれ以外に7,000万

円ぐらいでしたか、積み立てを持っているという理解でよろしいですか。

ということでちょうどといったら変ですが、この利益分の7,000万円をうまく使うことで、収益を合わせていけそうだというのが、今日のご説明だったかというように理解をしております。

間違っていたらすいませんが、大体そのような趣旨で説明いただいたかと思っております。

ご質問等ございませんか。どうでしょうか。

他、これは料金に関わることで、広く下水道についての若干のご質問いただいても構わないと思いますが。

●安立委員 : 値上げしないで済むというのは1番だと思います。

●船水会長 : そうですね、ありがとうございます。

他に何かご意見ありますか。本日は、この諮問について結論を出す予定はありません。

もう一度丁寧に資料等をみていただいて、あとでご相談申し上げますが、個人的には次回以降にある程度の答えを出せればいいかなと考えております。

●長委員 : 表の4番の利益処分の方針というところで、先ほど資本的収支で4年間のトータルが1億2,000万になりますという話、これはわかりましたが、その中で、その黄色の部分だけが実際の赤字で、減価償却分の積立分だとか修理費の積立分については、みていないという話でしたけれど、この分は実際にはお金というのは残っていく形になるんですか。

それとも経営が赤字だから、初めから積まないということなのでしょうか。

●榎主査 : 5の利益処分のところで、23年・24年に、3,000万・2,000万ということで、減債積立金に積むこととしておりますが、この4番の黄色い部分に関して、これを全てあてるという状況になります。今後4年間に。

ですので、貯金というか、そういう積立額は28年度には0になってしまうという状況は考えられております。

●船水会長 : 今のご質問、少し趣旨が違ってきます。

4番の利益処分の市の方針という絵を出してもらえますか。

今のご質問の趣旨はここです。このピンク色とブルーの部分はどこからお金がかかるのかというご質問であったということですのでよろしいですか。

それで2番か1番の絵を出してもらえますか。

ここの部分、毎年減価償却費として、お金を用意しますから、その部分がここのピンクの部分ですので、まるっきり赤字ということではないという理解でよろしいかと思えます。

つまり、4番に戻っていただくと、ここの部分は毎年料金のところから減価償却費としてお金を用意していますから、それが充てられて、それがこちら側の積立。この黄色い部分が本当に足りない部分だという理解です。

ですから今の1億2,000万円だけが、実際に足りないお金だという理解でいいと思います。赤字は膨らんでいかないということでもあります。

●長委員 : 減価償却の分は実際には積まれているということで考えていいのですね。

物によって償却期間が違うので、10年・15年経って減価償却が終わった時点では、新しいものを新設することになった時には、当然設置費用は違うから、すべてそれで補えるということはないのでしょうけども、古い施設を新しくという時には、新しい借り入れは基本的に必要はないということになるのですね。

●船水会長 : それで最初にご説明いただいたとおり、残念ながらその積み残し、積み立て分がなくなりますというお話です。

ですから積んできたものがなくなるということで、新しく変えるときには全部借金をしないとイケないという状況にはなりますと。

●長委員 : でも、何となく下水道料金の中で減価償却の分も取っていますよと、費用として取っていますということであれば、当然あると思いますが。

●佐藤課長 : 下水道の建設自体の財源は何を使うのかといった部分から始まりますが、国からの補助金をもらったり、借金をしたりして行うため、最初にお金はありません。

やはり国からもらう、借金をする、そういうところから物を造っていきます。

物を造りましたら、減価償却という部分は発生することから、本来は長委員が言われたようにそれを積立て、次の更新時期に造り替える財源に出来ればいいのですが、借金から始まっているものですから、その減価償却費というのが、先ほど言っておりました内部留保というような形に1回置き換わりますが、結局、建設の借金を返すための補填になっていきます。

補填といいますか、その借金を埋め合わせするお金になっております。

ですから先ほどそちらの右の表の中で、この棒グラフ全体がその建設をするための財布の中の全体の借金となっております。

その借金自体、こんなにいっぱい借金があつてどうするのかというのが補填財源なのですが、それを減価償却で積み立てたところからまず入れて、それからこの青い部分の事務的に発生する消費税の部分ですとか、そういった細かい計算で発生する補填財源を充てることとなります。

それでもやはり足りません。この足りない部分については先ほど説明させていただきましたが、これまでやってきた利益を、減債積立金というような言葉を使わせていただきましたが、そういうもので補填したり、それからこれまで貯めてきた内部留保資金というものがありますが、それでなんとか4年間は黄色い部分は埋め合わせしましょうということです。

ですからおっしゃるように減価償却費をずっと貯めてきたのなら、次またスタートするとき新しいサイクルで物を造るときには金はあると言われますと、スタート自体がマイナスから始まっているものですから、なんとかそのマイナスに戻すのが、精一杯というのが下水道事業なのです。

わかりいただけますか。

●長委員 : そうすると、ローンの元金を返すの自体を少なく見積もってるということですか。

●佐藤課長 : 減価償却費というのはだいたい50年くらいで考えてください。

ローンというのは、大体30年ぐらいです。

ですから元金でいきますと、30年で割る元金と50年で出してくる減価償却、造ったものを50で割ったものと、30で割ったもの、どちらが多いかというと30で割ったもののほうが多いです。

ですから借金を返す方が、減価償却でたとえばお金を出すとしても間に合わないのです。いつも足りない状況というのが続いてきてはいます。

そういった中で資金をなんとかまわしながら、かつ、維持管理をしたり、何をしたりというのが、2つの財布というのはそこなのです。

少し企業会計というのは難しいのですが。

●田口室長 : 本来であれば、建てる時にも造る時にもお金があればそのお金を使って、今度造る時には、毎年その減価償却をあてていけばいいとは思いますが、元々造るときには、借金してものを造る・買うことになっているものですから、その借金の返済で減価償却分が全て消えてくような形になります。

●船水会長 : 現状のご理解いただけたと思います。

●長委員 : 現状を聞いたら、私の農業経営と同じだなとは思いますが。

ただ、公共事業をやっている、きちんと市民に減価償却の分を積み立てますという話ですが、実はその減価償却の分は積み立ててはいるのですが、赤字なので借金の返済に使いましたということを、きちんと知らせていくことが出来ればいいと思います。

この話を聞いていると、減価償却は出来ているから、積み立てがあるので、修繕だとか、古くなって建て替える時には心配いらないということではなく、積み立てはありませんということになってくると、市民と行政との間に何をやっているのかということになるのかということはあるので。

実情は私の農業経営と同じと思いますが、中身はわかりませんが。

●田口室長 : 企業会計がだいたい、水道会計も同じなのです、仕組みは。
造る時には現金がないですから、借りてその借金の返済をしていくというような。
●長委員 : 基本的にはローンの期間と減価償却の期間とが同じになれば、赤字はなくなるのかな。

●船水会長 : そうですね。
基本的にはそうかもしれませんが、30年で返すのです、ローンを。
下水道はコンクリートで造っているものは50年使うという決まりでありますから。
今いただいたご意見は、基本的には今回、仮にですが、料金を上げなくても済むということで合意が仮に取れたとしても、そうなった先には大体どういう状況に今なっているということをもう少し丁寧に説明をしていただいた方がいいのではないかと思います。うご指摘というように理解しますが、それでよろしいですか。

●長委員 : はい、お願いします。

●船水会長 : そうですよ。
ですから、仮に今の諮問の内容が料金を上げなくても済みそうですと、というような形で諮問をいただいているということは、財政的にいいところにいるのかというような誤解を若干招くかもしれないということですね。

特に資本費に関してですが。

そこは本当なら相当なお金が積んでいなくてはならないところが、積める状況ではないということだけは、きちんと広報しておかないといけないでしょうということですね。

他にになにか、この件に関して若しくは他のことでも結構ですが、ございませんか。

もしよろしければ、もう1件の諮問をいただいておりますが、それのご説明をいただこうかと思うのですが、よろしいですか。

それでこれに関しては、今日この諮問について、この会で意思を決めるということとは、今日はいたしません。出来れば次回以降ということにしたいと思いますが、それもお認め、ご了解いただけますでしょうか。

(了承)

それではもう1件の方について事務局の方からご説明をお願いいたします。

●榎主査 : それでは、石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び石狩市個別排水処理施設整備事業の使用料の統一について、私のほうから資料に基づきご説明いたします。

資料につきましては、No.4になりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、説明の際、各事業につきましては、公共下水道事業にあつては公共と、特定環境保全公共下水道事業にあつては特環と、個別排水処理事業にあつては個排と、略称を用いて説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

また、拡大したものを資料No.7として用意しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

はじめに、市村合併からこれまでの経緯についてご説明いたします。

資料上端、左側をご覧ください。

合併前、特環と個排については、旧厚田村で実施しておりました。

平成17年10月に合併するにあたり、合併協議の中で特環については、旧石狩市で実施しておりました公共に統合せず、特別会計と料金は合併時の現行のとおり継続するとされたところであります

また、個排につきましては旧厚田村の制度を基に、新市において合併時に再編して継続するものとされてきました。

この合併協議においては、合併後の姿としまして、合併まちづくりプランを策定し、公共及び特環については、経営の健全化につとめ、会計や料金のあり方について検討を行うと、また、個排については、合併後10年を目途に経営の健全化を図ると、合併によるまちづくりの指針を定めたところであります。

このことに伴いまして、現在までこの3事業の会計統合及び使用料の統一について、検討を重ねてきたところでありますが、その結果、市の方針としましては、3事業の会計統合は行わず、下水道使用料の地域格差解消のため、使用料の統一のみを行うと決定したところであります。

この使用料の統一の内容については、次の表、資料上段、真ん中の表になりますのでご覧ください。

使用料統一とは、特環と個排の使用料を公共の使用料体系に合わすということになります。

表では上段に改正前の使用料体系、下段に改定後の使用料体系を図にしておりますが、改定のポイントは2つあります。

1つ目に特環の基本料金の水量を5m³から10m³に引き上げること。

2つ目に特環及び個排の超過料金を11m³から30m³までと31m³以上の2段階の使用料体系にするということです。

この表においては税抜きの金額を表示しておりますが、実際の使用料の比較としましては、次の表、資料上段右側になりますので、ご覧ください。

こちらの表は実際の月額使用料、税込みの金額で表示しております。

現状では、公共・特環・個排それぞれの20m³で比べた場合、公共の2,461円に対し、特環では3,543円、個排では3,556円と約1.5倍となっておりまして、新石狩市となつてから、使用者の間では使用条件に格差が生じている状況であります。

この格差を解消し、本市区域内の下水道使用者の負担の公平性を確保するため、下水道使用料を統一することとしたところですが、特環・個排の使用料を公共に統一した場合、多くの使用者については値下げが行われることになります。

しかし反対に、値上げとなる場合も生じてしまいます。

これは先ほど説明いたしました、改定のポイントとして2つあげました、基本料金水量の引上げによるものと、超過料金の体系変更によるものでありますが、この2つのケースについて生じるものであります。

1つ目の基本料金に係るものでありますが、これは特環にのみ生じる値上げのケースになります。

特環は基本料金水量を月5m³としているため、統一により月10m³にあげますと、月6m³の使用者については月76円、月5m³以下の使用者は月256円の値上げとなるものであります。

2つ目の超過料金に係るものですが、こちらは特環・個排とも生じるケースであります。

超過料金は2段階の料金単価を設定しているため、その性格上、使用水量が多い場合

に生じるものでありまして、特環では月116㎡以上、個排では月123㎡以上の水量がある場合値上げとなるものであります。

それでは、値上げ対象となる使用者について、次の図により説明いたします。

資料中段をご覧ください。

左側に特環、右側に個排と使用水量の分布図を表しております。

この表は、平成22年度のある1カ月分を抜粋して表したものでありますが、大まかな傾向は読み取れるものとして、これまでの説明会などの資料として使用して参りましたので、この表により説明させていただきます。

初めに左側、特環についてであります。

この月においては、全体で468件の使用者がおります。

そのうち、基本料金改定に伴う値上げ対象件数は、154件、約33%であります。

また、超過料金改定に伴う値上げ対象件数は、4件、1%となっております。

次に右側、個排について説明いたします。

この月において全体で146件の使用者がおります。

しかしながら、その使用者の中には、値上げとなる要因である123㎡以上の使用者がおりませんので、実質値上げはなしということになりました。

それでは次に、今回の改定における使用料の影響額について説明いたします。

資料下段をご覧ください。

この表につきましては、平成24年度から平成28年度までの収支の推移を表した表となっております。

初めに左側、特環について説明いたします。

表の4行目、収益的収支の項目に一般会計繰入金・料金改定分として平成25年度から表記しておりますが、この行に書かれている金額が今回の使用料統一における、使用料の影響見込額であります。

平成25年度では198万3千円、平成26年度では192万6千円、平成27年度では187万1千円、平成28年度では181万7千円と約200万円弱の使用料の減収が見込まれるところであり、

この減収額につきましては、財政部局と協議の結果、政策判断による政策経費として、一般会計繰入金、つまり市税等を充て対応することとなっております。

次に右側、個排について説明いたします。

こちらも表の4行目、収益的収支の項目に一般会計繰入金・料金改定分として欄を設けてあります。

平成25年度では105万1千円、平成26年度では106万9千円、平成27年度では108万7千円、平成28年度では110万3千円と約100万円強の使用料の減収が見込まれるところであり、

個排の減収についても、特環と同様、一般会計繰入金、市税をもって充てることとしております。

最後にこの場をお借りいたしまして、基金の話をさせていただきます。

資料は少し飛んでしましますが、資料7の11ページをご覧くださいと思います。

合併前の厚田村においては、将来の健全な財政運営に向け基金に積み立てを行っておりました。

合併の際、この基金を新石狩市が引き継いだものでありますが、合併時には約4億2千万円の基金残高があったところであり、

しかし特環につきましては、規模が小さいことから、不採算事業となっており、近年においては、年約2千3、400円を取り崩して財政運営を行ってきたところであり、平成23年度末の現在高は、約2億7、900万となっているところであり、

このため、今のところ平成31年度には、基金が枯渇するという状況が見込まれており、今後においては、このことを踏まえた財政運営を模索していかなければならないこととなります。

以上、石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び石狩市個別排水処理施設整備事業の使用料の統一についての説明を終わらせていただきますが、同様の説明につきましては、本年4月24日及び26日に厚田地区・望来地区におきまして、市民説明会を開催したところであります。

この説明会におきましては、一定のご理解を得られたと考えておりまして、このことも踏まえまして、委員皆様におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●船水会長 : どうもありがとうございました。

諮問いただいた内容は、現在の公共下水道の料金体系に統一したいという諮問の内容でございました。

この件につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

●中西委員 : 今、説明の1番最後に地区内の説明会を行って、了承していただいたというような説明があったわけですが、現実私も説明会に出たわけですが、当時は集まってくる方につきましては、あまり歳をとった人というのですか、そういう人がここで言ったら、値上げされる6㎡以下の方については、どちらかと言えばそういう会議にも中々出て来ないし、また0とかの人もありますので、おそらく行っても行かなくてもという感じの中で、来た人についてもほぼ、全体的には料金が下がるという内容ですので、下がるのに特段発言はしないというようなことがあったと思われます。

そういうことで、厚田と望来が特環の対象地区になるのかなと思いますけれども、その部分のところが、今度のまた水道料の値上げ等も含めると、弱者にあたるような方と言うのですか、そこら辺のところの方が6㎡以下のところに入らさるのかなというような、地域内では高齢者世帯等も含めまして、そういうような環境になると、そこらへんがどうかなってあるわけですが、全体としては集まった人では、良い方法だという形で当然、市内全域で水道料も下水道料等についても、それら以外の部分であれば、全部公平に統一になってくれるのは1番良い話ですので、それはあると思うんですけど、そこら辺の高齢者世帯等の負担増になる部分が、少し心配ですねというような感じは地域で思っています。

その辺の部分についても、今後の上げる時の間までに、わかりやすくそういう人らにも説明出来るような形にされれば、やむを得ないのかという気がしていますけれども。

●船水会長 : なるほど。

他になにかありますか。どうぞ。

●田口室長 : その辺について。

過去にこの件につきましては、合併当時から使用者がすべて同じような料金体系ということもありましたほか、平成22年には地域協議会からの要望書の提出があり、一応料金を統一という要望をいただきました。

その中で、私たちも地域に入って幾度か説明した中では、地域の方々、一部の方という限定ではなく、市民一同に同じサービスを提供して、同じ料金を払うという一定の基本的な考えのもとに総意がされたということで事務局では考えており、その手続きを踏んだ中で今、進めようとしているという状況であります。

特環においては、6㎡以下の使用者の方については、値上がりするということになりますが、実態的に老人の方はほとんど6㎡以下の方だということには思います。

その辺、地域からの総意のものと要望と当局は認識しておりまして、その方向で手続きを進めていきたいと思っております。

- 船水会長 : わかりました。
他に何かございますか。
- 長委員 : 諮問の具体的な内容とは少しかけ離れてるんだと思いますが。
下水道料金の統一をしようという話の前に、会計の統一については、今回はやらないという話はありませんでしたが、もし差し支えなければ、この基金が将来枯渇していくという時点においては、やはりそのことも視野に入れて考えなければ、統一料金というのは維持できないと私は思っていますので、差し支えなければその辺、今回はしないのですが、今後どういうことにする予定だとかいうのがあれば教えてほしいです。
- 船水会長 : では会計のほうについてどうぞ、事務局お願いします。
- 佐藤課長 : おっしゃるとおり、まず1番最初に資料4の合併後の部分でも、検討内容として会計の統合といったことについては、検討はいたしました。
会計を統合するといいますが、公共下水道、それから特環の下水道、それから個排の下水道、個排は下水道ではなく個排の汚水処理。
これをひとつの会計にしたとして、それが全部仕切りのない状態で一つに出来るかというと、国の制度上そうはいきません。
まとめたとしても、お互いのお金のやり取りだとかということがまず出来ません。
たとえば公共下水道のほうで、特環なんかよりも少しお金があるので、そこからお金をいただくとか、そういったことだとかは、独立採算を守るこの会計上では、出来ません。
また、会計を統合しようとしますと、今の特環・個排については官公庁会計であり企業会計と違う会計を使っています。
ただこれを統合しようとすると、企業会計化しなくては行けません、企業会計化すると何が違うかというと、先ほど面倒くさい話になりました、減価償却というものが発生するようになり、減価償却が発生するとなると、またその分の収入を得なくては行けないとかという部分で、経営的にも苦しくなります。
また、一緒にしてもお金のやりとりが出来なくなることがありまして、経費的な問題でいけば、現状の会計をそれぞれ維持した方が、トータル的には得となるといった結果になりました。
ご心配されました基金。今基金があるので何とかやっていけるけど、なくなった時に特環・個排についてはどうなるのか、基金のあるうちに統合してしまったほうがいいのではないかとといった部分のご質問だとすれば、確かに基金はこれから先も少なくなり、最終的にはなくなっていきますが、これ自体は、基金がなくなったときには一般会計ですとか、そういったところからの繰入ですとか、そういったことの中で、会計は維持していくのが一番良いといったところで、会計はそれぞれに、料金を下げたものについては、まずは一般会計からの繰入で補填をして、基金も会計の状況によってどんどんなくなっていくでしょうけど、そうなった時には一般会計の繰入だとかしていただくような形で、会計は運営していくということです。
ただこういった赤字の状況をずっと同じように続けていくかだとかどうかだということについては、また別な部分で、こういった形で体質を改善していくかだとかっていったことは検討していかなくては行けないというようには考えております。
- 船水会長 : たぶんこの件は、3つの事業についてこの会で、いろいろ方針とか色々なことについて審議をするということですので、今日話題を出していただいた件に関連しては、この先こういう基金がなくなっていくことについては、何らかの対応がいるってことは確実にあると思いますので、それについてはやはり、議論すると言いますか、明確な方針をきちんと出していただいたうえで、ここで議論をするということをやらなくては行けないのではないかとはいえますけど。

ですから、たまたま今そのようにお考えになっているということは、それはオフィシャルに決まっているわけではありませんね。大体ですか。

●佐藤課長 : 使用料の落とす部分については一般会計から。
基金については、なくなってしまって統合が出来ない状況でしたらほかに残されている道はございませんので、一般会計からの繰り入れといった形で下水道としては訴えていくというところです。

●船水会長 : そういようなお考えだということです。わかりました。

●長委員 : 取り越し苦労になるのかもわかりませんが、
将来の人口推計が、きちんとした数字が出ているのはわかるんですけども、ただ、花川みたいな都市部と、それこそ厚田みたいな過疎地では、たぶん人口の、今後の4年後、10年後の人口の減り方っていうのは、すごく違ってくると思うので、だからその時に、基準の数字を当てはめて、使用料がいくらになるから、料金はいくらでいいというのが、たぶん2年、3年すれば見直しをしないといけない時代がくるのではなかろうかという気はしています。

それで先ほど聞いたのは、行政で不採算部門を切り捨てということになれば、全部やめなきゃならないんだけど、やはりそういう採算性があまりにも悪いところについてはやめようかっていう話になるのが、やはり恐いなというのがありまして。

そういことで確認をしたいと思いました。

●田口室長 : 公共下水道。特環・個排ありますけれども。
やはりこの事業というのは将来的にもやめる訳にはいかない事業だと思っています。

当面借金の返済が続いていくというのもありますから、それはそれとして行政として責任を持って対応していかなければならないと思っていますし、ただ事業自体を、水洗化事業を止めるだとかにはならないと考えてます。

ただ厚田も浜益も人口推計は旧石狩より減っていくのは間違いないことではありますので、今の時点においてはコストの削減をするだとか、そういことで当面は進めて行かざるを得ないと考えています。

●船水会長 : ありがとうございます。

どちらにしても将来、人口が減っていったら、その時に収入が減っていくときにはどのようにして、経営をうまくやっていこうかというのは、すごく大きな課題であると思います。

中々答えが出しにくいことでもあると、私は個人的には思っています。

ですから、これは、今回の諮問の次ぐらいに、ある程度きちんと考えてやっていかないといけないのではないかなというように思います。

特にその理由は、今料金体系を同じにしましょうというこの諮問をいただいているわけですので、その結果いかによっては、3つの会計のうち、たとえば、特別環境、ここの下水道の収入がぐっと減ってきたら、それでは今度は税金をたくさんいれていきたいと思いますということをやらざるを得ないです。

そこだけまた料金を上げるという議論はもうないということですが。

みなさん一緒の料金体系にしよう。

そうすると税金を使うということになると、これは石狩市全体の問題としてやはり、みなさんの中で議論をきちんとしていかないといけなくなるというように思います。

事業をやめるということは絶対にない。

人が住んでらっしゃる限りはないわけですね。

その区域はそういうように整備すると決めてあるわけですので、ですからあとは

それを維持するために、料金はもう均一にしましょうという議論となれば、あとは足りない部分はそれぞれについて、税金で賄いましょうということしか市としてはやっていけないことになろうかと思います。

それについてはやはりみなさんで議論が必要になる時期が来るというように思います。

そうでなければ全部の料金を上げるかです。そういうことですね。

石狩全体で同じ料金体系にしようかと。

ですから、そういうことの危惧があるとなれば、また別の料金体系がもう残しておいたほうがいいのではないかと。

つまり現状より高い料金を支払ってもらった方がいいのではないかと議論があるかもしれませんが、それは今の石狩市の中での合意ですか、合併協議から合併に至る中では、少し方向が違うのではないかとというようなことも話にはあるというように理解しております。

というわけで長期的な話は、これは重要な議論になるトピックなので、この会の中で議論をする場を設けるということはいかがでしょうか。

私もそれが大事だと思います。

他にこの件についてご質問はございますか。

●佐藤課長 : 余湖副会長から本日欠席という連絡がありましたので、資料の内容を説明しましたところ、質問をいただきまして、みなさんにこの質問の内容をご案内して、私どもで回答をさせていただこうかと考えているのですが、いかがでしょうか。

●船水会長 : そうですね。
どういう質問があったか、皆さんに聞いていただいた方がありがたいと思います。

●佐藤課長 : 6問ございます。
今までの議事の中とも、重複する部分もあり、返って勉強になる部分もございます。ひとつひとつ質問を読みあげて、事務局の方からひとつずつ口頭で回答させていただきます。

1つめは、平成29年度以降、収支は改善されるのか、或いは益々悪化するのかという質問です。

●榎主査 : 現在の見込みは平成29年度以降においても悪化は続き、欠損金、いわゆる赤字額も年々増加し、この状態は平成35年頃まで続くものと見込んでおります。

このため、経費削減等、経営努力を行うことは必然ではありますが、平成29年度以降につきましては、使用料の値上げを行わなければ経営出来ない状況に陥る可能性が高いものと考えております。

●佐藤課長 : 2つめは、資本的収支不足は内部留保資金（損益勘定留保資金）で補填するとありますが、内部留保資金の現時点での積立額と今後の見通しはという質問です。

●榎主査 : 現在のところ資本的収支の不足額の補填財源となる積立金は0であります。
今後につきましては、減債積立金に平成24年に3,000万円、平成25年に2,100万円を積み立てる予定でありますので、計5,100万円が積立額となる見込みであります。

このほか、過年度分損益勘定留保資金として約7,000万円あります。

●佐藤課長 : 3つめは、平成24年度以降の耐震診断と補強工事、施設の効率的な改築・更新の時期についての質問です。

●勝又主査 : 平成24年度につきましては、花川北及び花川南污水中継ポンプ場の耐震診断を行い、花川南污水中継ポンプ場の長寿命化計画を策定する予定でございます。

平成25年度以降につきましては、花川南中継ポンプ場の電気・機械設備の更新、平成26年度以降には樽川ポンプ場、平成28年度以降には本町ポンプ場と計画を立て整備を進めていきたいと考えております。

- 佐藤課長 : 4つめに、下水道においてアセットマネジメントは実施しないのか、あるいはいつ実施する計画なのかという質問です。
- 勝又主査 : ポンプ場につきましては、機械・電気設備の耐用年数が約15年程度であることを考慮しまして、長寿命化計画を策定し、整備を進めていく予定です。
また、耐用年数が50年の管渠につきましては、ポンプ場の次の段階で具体的に検討していきたいと考えております。
- 佐藤課長 : 5つめは、使用料収入と使用料対象経費の差額だけで過不足を算定しています。
企業会計を導入していながら、なぜ3条と4条予算全体を見ずに判断するのかという質問です。
- 榎主査 : 算定方法について、資本的収支の部分を使用料算定に含まれる手法が、下水道にあっては確立していないためであります。
しかし、決して経営は良好とはいえない状況であることは認識しているため、次回の使用料算定時においては、資本的収支の部分も含んだ使用料算定方法を、今後検討して参りたいと考えております。
- 佐藤課長 : 最後に、特環・個別排水施設の基金について、平成32年度には残高が0になります、これに対してどのような対処を計画しているのかという質問です。
この質問については先ほど、長委員のご質問にありましており、一般会計から繰り入れてもらえるようこれからお願いしていく形でご回答させていただいております。
- 船水会長 : ありがとうございます。
今、余湖副会長からいただいた質問に対する回答をいただきました。
これについて何かご質問はございますか。
(なし)
無いようですので、今後の審議の進め方について、ご提案を申し上げます。
1つ目は、本日ある程度議論が進んだので、次回に答申の案までたどり着けたらいいなと個人的には思っております。
そのペースで進めてよろしいか伺いたいのですが、よろしいでしょうか。
(了承)
今日の雰囲気を見ますと、大きなご反対意見はありませんでした。
ただ注意しなければいけない点については、いろいろご指摘はいただきました。
なるべく成案は次回行いたいと思いますので、よろしくお願いします。
2つ目はこんな資料があると判断するのに良いとか、新たな資料がほしい場合がありますたら、直接事務局をお願いしていただきたいです。
今はまだ出ないかもしれませんが、今日配布された資料をみていただいた上で、資料の要求があれば、事務局をお願いしてください。
その資料等をもって、今回諮問いただいた2つの件について、次回、各委員の皆様方に大体の意思を決めていただけるとありがたいと考えております。
最後にその他として事務局から次回開催日について、ご相談をいただくことになろうかと思います。
- 佐藤課長 : それでは次の開催日について申し上げます。
会長と日程調整をさせていただきました。
7月31日火曜日、また午後2時からこの場所で予定しております。
案内については、改めてお送りさせていただきますが、よろしくお願いします。
- 船水会長 : それでは終わりにしたいと思います。
お疲れさまでした。

【16時00分 帰庁・閉会】

平成24年7月31日会議録確定

石狩市下水道事業運営委員会

会 長 船 水 尚 行
